

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第89号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

本則の表1の項中「，危機管理監，技術監理監」を削り，「人材育成政策監」を「危機管理監」に，「医務監」を「農林振興室長」に改め，「，景観創生監」を削り，同表2の項中「室長」の右に「(農林振興室長を除く。)」を加え，同表3の項中「，計量検査所長」及び「，若杉学園長，若杉学園次長，児童福祉センター青葉寮長」を削り，同表4の項中「，寮長補佐」を削り，同表5の項中「，計量検査所副所長」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)